入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」及び社会情勢、その他建材・設備等の供給・調達等の状況に応じて、契約締結後、受発注者の協議の上、一時中止措置を行う場合があります。

令和５年２月15日

阪神高速道路株式会社契約責任者
管理本部長　濱　　浩二

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和５年阪神高速公告第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　ＰＣ桁等大規模修繕その他工事（2023―１―松）（電子入札対象案件）

⑶　工事場所・内容・工期・概算数量及び入札・契約方式等

①　工事場所　大阪府道高速大阪松原線（大阪市東住吉区山坂１丁目～大阪市平野区瓜破１丁目付近）

②　工事内容　本工事は、阪神高速道路株式会社が維持管理するＰＣ桁等について、外ケーブルによるＰＣ桁補強や鋼板接着によるＰＣ桁床版部補強、コンクリート表面保護工等を行い、ＰＣ桁等の補強・補修・予防保全を行うものである。

また、橋脚の縁端拡幅による上部耐震補強や橋脚補修を行うものである。

③　工期

全体工期　契約締結日の翌日から2190日以内

実工期　工事の始期から2100日間（ただし、令和５年９月21日（工事着手期限）までに工事着工すること）

本工事は余裕期間制度（任意着手方式）の適用対象工事である。

なお、契約締結までの諸手続（価格協議や低入札価格調査等）により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間は設定できず、契約締結日の翌日から2100日間で工事を完了させること。

④　工事概算数量　工場製作工　約600ｔ、ＰＣ桁床版部補強工（鋼板接着）　約13,000㎡、ＰＣ桁補強工（外ケーブル）　416本、コンクリート表面保護工　約40,000㎡、調査工　１式、ＡＳＲ橋脚補修工　１式、橋梁補修工（上部耐震）　１式、コンクリート構造物補修工（上部）　１式、支障物撤去復旧工　１式、仮設工　１式、共通仮設費　１式、詳細設計費　１式

⑤　入札・契約方式　本工事は、以下に示す入札・契約方式を適用する。

・落札方式　総合評価落札方式（簡易型・通常タイプ）

・契約額方式　契約制限価格方式

その他適用する入札・契約方式の詳細は入札説明書参照のこと。

⑷　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

⑴　本工事を対象に定める技術的要件　次に掲げる技術的要件（企業実績・技術者経験等）を有していること。

①　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」又は「橋梁補修」に係る令和５・令和６年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　施工能力点　上記一般競争参加資格の認定に関する客観的事項について算出した点数（施工能力点）については、設定しない。

③　地域要件　地域要件は設定しない。

④　施工実績　平成20年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、阪神高速が発注した工事で３者を超える構成員数を認めた工事については出資比率を問わない。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成20年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

・道路橋（歩道橋除く）又は鉄道橋（モノレール及び新交通を除く）におけるＰＣ桁の新設、改築、補強、補修工事のいずれか（断面修復及び表面保護工は除く）

⑤　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の工事目的物施工開始時期から専任で配置できること。

なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい。

また、現場着手から目的構造物施工開始までの期間は配置予定技術者と同一でなくてもよく、下記の施工経験を有していなくてもよい。

イ）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・１級土木施工管理技士

・技術士（建設部門）

ロ）平成20年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記④の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・道路橋（歩道橋除く）又は鉄道橋（モノレール及び新交通を除く）におけるＰＣ桁の新設、改築、補強、補修工事のいずれか（断面修復及び表面保護工は除く）

ハ）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ）専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑵　技術提案書　技術提案書の作成・提出を求める工事については、当該工事における技術提案（又は技術的所見）を記載した技術提案書が適切であること。また、技術提案書は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。